平成２５年（フ）第１１６号
長野県上田市中央４丁目13番６号　コーポとき102号
債務者　**髙**山　嘉子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１７号
長野県上田市中央４丁目13番６号　コーポとき102号
債務者　**髙**山　隆治
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１８号
長野県上田市中央４丁目13番６号　コーポとき102号
債務者　**髙**山　金司
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２３１号
岐阜県本巣市数屋192番地、前住所岐阜県大垣市横曽根４丁目５番地
債務者　後藤　夕子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２５９号
岐阜県羽島市小熊町内粟野３丁目12番地１　フォーブル明花202号室
債務者　中原　　博
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２７４号
岐阜市茜部大川１丁目２番地１　辻広第二ビル205号室、前住所京都府向日市寺戸町東野辺39番地　ニューハイムＡ202
債務者　田中　裕之
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１０８号
鳥取県鳥取市東今在家87番地52、旧住所鳥取県鳥取市雲山96番地　トモエビレッジ203号
債務者　山本恵美子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目13番17号
債務者　中林　晴江
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
鳥取県米子市淀江町淀江761番地
債務者　生田　憲吾
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第７３５号
広島市安佐南区上安２丁目２番44―102号　第３山田ビル
債務者　宮園　重忠
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４２号
広島市西区庚午中４丁目９番29号
債務者　舛井フジ子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
広島県尾道市高須町3594番地
債務者　藤井　貴志
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
愛媛県松山市空港通３丁目８番７号　正岡荘205号
債務者　藤田　　司
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２１号
愛媛県松山市宮田町139番地６　宮田町寿ビル401号、住民票上の住所愛媛県松山市南久米町641番地５
債務者　髙市　直哉
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１３号
大分市大津町２丁目４番１Ａ２―103号
債務者　大久保孝三
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
長野県須坂市大字仁礼3153番地602
債務者　島村　　亘
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
長野市新諏訪１丁目１番60号　救護施設旭寮
債務者　戸谷　志保
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係